

第2号議案 定款の改定について

公益財団法人新潟県体育協会が団体名を改めたことに伴う改正

NBBA 定款 新旧対比表 (改定箇所のみを抜粋)

改定箇所(案)

| 現行 | 改訂後 | 備考 |
|--|--|------------------|
| <p style="text-align: center;">第2章 目的及び事業</p> <p>(目的)</p> <p>第4条 当法人は、前条の目的を達成するために、新潟県において次に掲げる事業を行う。</p> <p>(11) 新潟県のバスケットボール界を代表する唯一の団体として公益財団法人新潟県体育協会並びにJBA及び北信越バスケットボール協会に加盟すること</p> <p>○ 平成28年6月12日 一部改定 (第2条、第3条、第4条、第47条、第57条)</p> <p>○ 平成29年6月11日 一部改定 (第29条)</p> | <p>第4条 当法人は、前条の目的を達成するために、新潟県において次に掲げる事業を行う。</p> <p>(11) 新潟県のバスケットボール界を代表する唯一の団体として公益財団法人新潟県<i>スポーツ</i>協会並びにJBA及び北信越バスケットボール協会に加盟すること</p> <p>○ 平成28年6月12日 一部改定 (第2条、第3条、第4条、第47条、第57条)</p> <p>○ 平成29年6月11日 一部改定 (第29条)</p> <p><i>○ 平成30年6月23日 一部改定 (第4条(11))</i></p> | <p>名称の改定による。</p> |

第4号議案 村上市協会の脱退並びに阿賀野市協会の新規加盟に伴う諸規定等の改定について

NBBA 基本規程 新旧対比表 (改定箇所のみを抜粋)

改定箇所(案)

| 現行 | 改訂後 | 備考 |
|--|--|--|
| <p>別表A 加盟団体等</p> <p>村上市バスケットボール協会 燕市バスケットボール協会 ～ 中略 ～ 南魚沼市バスケットボール協会</p> <p>附則</p> <p>この内規は、平成27年3月21日から施行する。 平成30年3月21日一部改定</p> | <p>別表A 加盟団体等</p> <p>村上市バスケットボール協会 燕市バスケットボール協会 ～ 中略 ～ 南魚沼市バスケットボール協会 阿賀野市バスケットボール協会</p> <p>附則</p> <p>この内規は、平成27年3月21日から施行する。 平成30年3月21日一部改定</p> <p>平成30年6月10日一部改定 別表A 村上市バスケットボール協会(脱退)</p> <p>平成30年6月23日一部改定 別表A 阿賀野市バスケットボール協会(加盟)</p> | <p>脱退により削除した。</p> <p>評議員会の決議を経た後、新規加盟団体として、記載。</p> |

NBBA 加盟登録規程 新旧対比表 (改定箇所のみを抜粋)

改定箇所(案)

| 現行 | 改訂後 | 備考 |
|--|---|---|
| <p>第2章 加盟団体</p> <p>第3条〔市町村バスケットボール協会〕</p> <p>本協会に加盟する市町村バスケットボール協会は、次の各号のとおりとする。</p> <p>⑨ 村上市バスケットボール協会 ⑩ 燕市バスケットボール協会</p> | <p>第3条〔市町村バスケットボール協会〕</p> <p>本協会に加盟する市町村バスケットボール協会は、次の各号のとおりとする。</p> <p>⑨ 村上市バスケットボール協会 ⑨ 燕市バスケットボール協会</p> | <p>脱退により削除し、以下を繰り上げた。 評議員会の決議を経た後、新</p> |

～ 中略 ～

⑯南魚沼市バスケットボール協会

第4条〔分担金〕

本協会に加盟する市町村バスケットボール協会は、原則として毎年5月末日までに、次の各号に定める分担金を本協会に納付しなければならない。

- ⑨ 村上市バスケットボール協会 10,000円
- ⑩ 燕市バスケットボール協会 30,000円
- ～ 中略 ～
- ⑯南魚沼市バスケットボール協会 20,000円

第7章 附則

第23条〔施行〕

この規程は、平成27年3月21日から施行する。
 平成28年3月20日一部改定
 平成29年3月20日一部改定
 平成30年3月21日一部改定
 (第2条, 第7条, 第11条, 第13条, 第18条)

～ 中略 ～

⑮南魚沼市バスケットボール協会

⑯阿賀野市バスケットボール協会

第4条〔分担金〕

本協会に加盟する市町村バスケットボール協会は、原則として毎年5月末日までに、次の各号に定める分担金を本協会に納付しなければならない。

- ~~⑨ 村上市バスケットボール協会 10,000円~~
- ⑨ 燕市バスケットボール協会 30,000円
- ～ 中略 ～
- ⑮南魚沼市バスケットボール協会 20,000円
- ⑯阿賀野市バスケットボール協会 30,000円

第23条〔施行〕

この規程は、平成27年3月21日から施行する。
 平成28年3月20日一部改定
 平成29年3月20日一部改定
 平成30年3月21日一部改定
 (第2条, 第7条, 第11条, 第13条, 第18条)

平成30年6月10日一部改定 (第3条, 第4条)
 村上市バスケットボール協会(脱退)

平成30年6月23日一部改定 (第3条, 第4条)
 阿賀野市バスケットボール協会(加盟)

規加盟団体として、⑯を記載。

脱退により削除し、以下を繰り上げた。
 評議員会の決議を経た後、新規加盟団体として、⑯を記載。

NBBA 評議員及び役員選出内規 新旧対比表 (改定箇所のみを抜粋)

改定箇所(案)

| 現行 | 改訂後 | 備考 |
|--|--|---|
| <p>第2条 (評議員の選出方法)</p> <p>(1) 加盟団体・傘下団体(以下、「加盟団体等」という。)からの選出評議員数は12名とし、当分の間、次に掲げる区分から各1名とする。 柏崎バスケットボール協会、新発田市バスケットボール協会、小千谷市バスケットボール協会、十日町市バスケットボール協会、村上市バスケットボール協会、燕市バスケットボール協会、糸魚川市バスケットボール協会、妙高市バスケットボール協会、五泉市バスケットボール協会、佐渡バスケットボール協会、魚沼市バスケットボール協会、南魚沼市バスケットボール協会</p> <p>第4条 (改正)</p> <p>この内規の改正は、理事会において行う。</p> <p>附則</p> <p>この内規は、平成27年3月21日から施行する 平成29年3月20日一部改定 平成30年3月21日一部改定 (第2条, 第3条)</p> | <p>第2条 (評議員の選出方法)</p> <p>(1) 加盟団体・傘下団体(以下、「加盟団体等」という。)からの選出評議員数は12名とし、当分の間、次に掲げる区分から各1名とする。 柏崎バスケットボール協会、新発田市バスケットボール協会、小千谷市バスケットボール協会、十日町市バスケットボール協会、村上市バスケットボール協会、燕市バスケットボール協会、糸魚川市バスケットボール協会、妙高市バスケットボール協会、五泉市バスケットボール協会、佐渡バスケットボール協会、魚沼市バスケットボール協会、南魚沼市バスケットボール協会、阿賀野市バスケットボール協会</p> <p>第4条 (改正)</p> <p>この内規の改正は、理事会において行う。</p> <p>附則</p> <p>この内規は、平成27年3月21日から施行する 平成29年3月20日一部改定 平成30年3月21日一部改定 (第2条, 第3条) <u>平成30年6月10日一部改定 (第2条)</u> <u>村上市バスケットボール協会(脱退)</u> <u>平成30年6月23日一部改定 (第2条)</u> <u>阿賀野市バスケットボール協会(加盟)</u></p> | <p>脱退により削除し、以下を繰り上げた。 評議員会の決議を経た後、新規加盟団体として記載。</p> |

第7号議案 その他

NBBA 表彰規程に関する内規 (別表)

大会の位置づけや名称の変更から見直すことを提案
 9月理事会の審議事項とする。

